

## 中東知的財産ニュースレター Vol.57

### アラブ首長国連邦 — UAE の新たな商業詐欺取締法

「商業詐欺取締に関する 2016 年連邦法律第 19 号」（以下「新法」という）は、2016 年 12 月 12 日にアラブ首長国連邦（UAE）の連邦政府により公布された。同法は、従来の「商業詐欺防止法」（1979 年連邦法律第 4 号）に代わるものである。この法律は十分に予期されていたものであった。UAE の統一市場が実現したことで、詐欺や模倣品に対する消費者保護を保証するために強力な規制や政策が求められるようになったからである。

2016 年連邦法律第 19 号の施行規則は 2020 年 3 月に公布された<sup>1</sup>。この施行規則には、詐欺的な商品や粗悪品に関わる監督官庁、調査手続、処分、廃棄/リサイクルに関する規定が盛り込まれているだけでなく、小委員会による調停手続に関する規定も設けられている。

商業詐欺取締法は、各首長国の経済開発局（DED : Department of Economic Development）が詐欺的な商行為や模倣品の取引に対して訴訟を提起する際に、提訴の根拠となる法律である。首長国レベルの DED は、詐欺的な行為や模倣品取引の取締りに関わる各自の措置を実施するにあたり、商業詐欺取締法を適用することになる。本号では、同法に関わる事例（事件番号 197672 号、同 203405 号等）を以下に詳しく解説していく。

当事務所のクライアントの商標を権利者の許可なく表示した商品を販売/頒布している者がいることを把握した場合、我々は DED に告発状を提出する。つまり、このような詐欺の告発は、商標侵害の側面に非常に大きく関わってくる。告発を行うためには、告発人（商標権者）が保有している有効な商標登録証を提出しなければならない。この登録証が告発の根拠としての役割を果たす。

ただし、侵害者が無許可でクライアントの商標を自らの商号として使っている場合には、裁判所において商標侵害訴訟を提起することができる。

---

<sup>1</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/middle\\_east/ip/law/Anti-commercial\\_Fraud\\_Implementing\\_regulations\\_11-2020\\_clean.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/law/Anti-commercial_Fraud_Implementing_regulations_11-2020_clean.pdf)

## 新法に実効性はあるか？

2016年に公布されて以来、同法が実際に機能するか否かについては不明瞭性が常に存在しているが、我々が日常的な法律業務の中で同法の様々な規定を利用しているという点は確言できる。

アブダビに所在する経済省においては、商業詐欺対策最高評議会の任命が行われていた。この最高評議会の直近の会議は、2020年9月に開催されている。

首長国レベルで活動する商業詐欺対策小委員会について言えば、これら小委員会が関係する各首長国の経済DEDの中に設立されたことに留意されたい。最近になって当事務所は、いくつかの事案において、シャルジャ首長国の経済開発局を通じて同国の小委員会に詐欺的商品/模倣品に関する訴訟を提起した。

このような事案の中から、当方に有利な判断が示された2020年2月の事例を以下に解説する。

### **事案：BASMAT AL HAYAT HOUSEHOLD APPLIANCES (L.L.C.)の名義で第21類に登録された「ライフスマイル調理鍋の意匠」に関するUAE商標登録第319554号の対象となる焼き型/調理用鍋の意匠の侵害 事件番号：第197672号**

当事務所は、商業詐欺の告発状をシャルジャ首長国経済開発局（SEDD）に提出することにより告発の手續に着手した。提出された告発状に基づき、SEDDが侵害者に対して実施した強制捜査が成果を上げ、模倣品の調理鍋600点が発見され、押収されて倉庫に収められた。それだけでなく、SEDD内部に設置された商業詐欺対策担当小委員会にも告発状が付託されていた。押収品が模倣品であると認定された時点で同小委員会は、侵害者が保有している侵害品の廃棄を命じる命令を発行した。これらの手續に関して、侵害者は委員会の決定を不服とする上訴をSEDDの中央文書課に提出した。その結果として2021年2月20日付で示された最終決定も、やはり当方のクライアントに有利なものであった。問題の商品は2020年3月23日にSEDDにより廃棄された。

### **事案：BASMAT AL HAYAT HOUSEHOLD APPLIANCES (L.L.C.)の名義で第21類に登録された「ライフスマイル調理鍋」に関するUAE商標登録第324558号に関わるIrfan Housewares Tradingの侵害 事件番号：第203405号**

上記の主題についても、同様の訴がSEDDに提起された。2020年10月20日付で下された決定は当方に有利なものであり、模倣品は2021年1月20日に廃棄された。

上述したいずれの事案においても、告知された決定は施行規則の適用に明示的に言及していなかったが、問題となった商品は2020年の施行規則に基づいて廃棄されたということができよう。同規則には、廃棄の手順が規定されているからである。

行政機関を通じた告発とは別に、2016年連邦法律第19号に基づき、権利者には詐欺的商品/模倣品に関して裁判所に訴訟を提起する権利もあることは指摘しておくべきであろう。当事務所(UTPS)が裁判所において同法を援用したことはないが、上記の事案において同法の適用につき調査した経験はある。この調査について以下に手短かに述べることにする。

ここで、我々が2017年12月26日付でUAE最高裁に提出した2017年上告第728号について述べたいと思う。この訴訟の原告は被告から自動車を購入していた。しかし、原告の主張によれば、運輸当局による車両状態の審査/評価を受けたところ、その車両は評価試験に合格できなかった。当該車両に欠陥が発見されたからである。第一審裁判所は、被告に禁錮刑を科す旨の判決を示すとともに、国外退去と訴訟費用の支払を被告に命じた。この判決を不服とする被告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。控訴審は一審判決を支持したが、被告の国外退去を命じる判決は取り消した。

ここで特筆すべきことは、上告人が、2016年商業詐欺取締法の第1条、2条および12条に基づいて2017年に最高裁への上告を行ったことである。この上告を受けた最高裁は控訴審の判決を支持した。商業詐欺取締法には非常に大きな実効性があり、UAEの裁判所への提訴の根拠となりうることは、この上告の経緯が物語っている。

(この訴訟において被告に科された禁錮刑の刑期は2年ではなく2か月であり、したがって同法の規定には従っていないという点に留意する必要がある)

これまでのところ、フリーゾーン地域での訴訟の根拠として我々が同法を援用したことはない。

## **第1条：定義**

新法は、同法の本文に基づいて訴訟を提起しうる原告適格者がどのような者か、どのような訴訟を提起しうるのかという点について明瞭に規定している。たとえば以下のような規定がある。

同法は「商業詐欺」を次のように定義している：「商品の改変または改造によるか、商品の数量、性状、原材料の説明、原産地、出所、用途その他、商品に関係する事項の改変または改竄によるか、提供される製品に関する虚偽の取引情報または誤認惹起的な取引情報の提示によるかに関わらず、何らかの手段により顧客を欺罔する行為であって、詐欺、模倣、サ

ービス提供に伴う不正（適用法規に合致しない行為）を含む。また、虚偽表示や誤認惹起的な表示も商業詐欺に含まれることがある。」

新法に示された「欺罔」という語の定義は以下のようなものである：「契約当事者の一方が、口頭での発言または何らかの行為の実行により、詐欺的な手段により相手方を誘導して契約を成立せしめる行為、または相手方がそれを知っていたならば契約を締結しなかったであろうことが明らかな特定の事実、状況または商品の欠陥を当事者の一方が故意に秘匿する行為。」

新法は、「詐欺」および/または「欺罔」と見なされる状況のカテゴリーを明確に定義している。<sup>2</sup>

新法の第1条によれば、同法に基づく規制の対象となる商品は以下の3種に分類されるようである。

**詐欺的商品**：消費者の権利保護を意図したUAEの法、規則および承認により規定された基準に適合しない製品。

**破損品**：輸送中または倉庫保管中の損傷/損壊、悪天候による変質等、様々な要因により使用/消費に適さなくなった商品。

**模倣品**：ブランド権利者の許可なく他人のブランド名を騙って製造・販売される商品。

新法の明確な定義は、ブランド権利者が自らの登録商標と同一の商標を付した商品だけでなく、それに類似した商標を付した商品についても訴訟を提起するという保証を提供するものである。

**第2条**：以下に掲げる新法第2条は、フリーゾーン地域が同法の適用除外とされない旨を明示的に規定している。

「本法の規定は、商業詐欺をなした者すべてに適用されるものとする。本邦に所在するフリーゾーン地域が本法の規定の適用除外とされることはない。」

---

<sup>2</sup> 以下のリンクは専ら旧法（「商取引における詐欺および粗悪品の取締りに関する1979年連邦法律第4号」）を参照するためのものである。

<http://rakpp.rak.ae/ar/Pages/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86-%D8%A7%D8%AA%D8%AD%D8%A7%D8%AF%D9%8A-4-%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9-1979-.aspx>

**弁護士の解説：**この規定は、フリーゾーン地域にも広がっている詐欺および模倣品取引の脅威を抑制しようとする試みであり、歓迎すべき動きである。これにより、UAE はフリーゾーン地域を適用範囲に含む商詐欺取締法を初めて導入したことになる。従来 of 慣行の下では、フリーゾーン地域は独自の制度/機構に従って知的財産権者の問題に対処していた。しかし、新法の導入により、フリーゾーン地域においても他の地域においても同様に知的財産権者の懸念に対処してくれる統一的な法規制が保証されたのである。

**第3条：**第3条の規定は以下のとおりである：「関係当局は、輸入者に対し、詐欺的商品または破損品を所定の期間内に出荷元に返品するよう輸入者に命じる決定を発行することができる。輸入者が前記の期間内に商品を出荷元に返品しなかった場合、管轄当局は当該商品の廃棄を命じるか、他の適当な用途への転用を許可するか、当該商品の出荷元への返品を自ら引き受けすることができる。模倣品は、本法施行規則に定める規則および規定に従って廃棄されるものとする。」

**弁護士の解説：**詐欺的商品および/または破損品は所定の期間内に出荷元への返品を命じられるが、実際には返品されることはなく、同法の施行規則に定める規則および規定に従って廃棄されるのが普通である。この事実は、UAE 政府が模倣品に対して非寛容政策をとっていることを明瞭に示すものである。模倣品を出荷元に返品することを許せば当該の模倣品が別の場所で流通することになりかねないが、返品ではなく廃棄という措置をとることにより模倣品が他所で流通しないことが保証される。

**第5条：**この規定は、商業詐欺対策最高評議会の構成について定めている。この評議会の議長を務めるのは監督官庁の次官であり、他に管轄当局の代表2名が同評議会の構成員となり、商業詐欺取締のための政策の提案、管轄当局から付託された商業詐欺に関する報告書の調査と適切な決定の発行、商業詐欺取締法の施行を妨げる障害の特定、それらの障害を克服するための対策の提言、小委員会の職務に関する規則の公布、省決議に基づき指示された上記以外の関連業務といった職務を担当する。

**第6条：**商業詐欺対策を担当する小委員会が各首長国に設置され、首長国レベルで業務に従事する旨を規定している。

**弁護士の解説：**前述したように、これらの委員会が実在することは確言できるし、その点はずでに事例を挙げて説明している。これらの事例は、商業詐欺取締の分野における新法の貢献度や効率性を示すものである。

## 第 12 条、13 条、14 条：新法に基づく特定の犯罪の処罰：

**弁護士の解説：** 新法を一読したところ、1979 年の商業詐欺取締法に比べて、違反に対して科される罰金刑が加重されている一方で、「未遂」の場合の禁錮刑の刑期は短縮されている。

新法と旧法の比較を以下に示す。

	新法		旧法	
	禁錮	罰金 (AED)	禁錮	罰金 (AED)
商業詐欺の実行	2 年	50,000-200,000	2 年	500-10,000/-
商業詐欺未遂	1 年	10,000-100,000	2 年	500-10,000/-
犯罪の対象が食品、動物飼料、医薬品、農産物、有機食品である商業詐欺の実行または未遂	2 年	250,000- 100 万	2 年	500-10,000/-

(表中の「AED」とは通貨単位「UAE ディルハム」の略称)

新法の**第 17 条**および**第 18 条**は、被告が告発内容について有罪と認定された場合の処分を規定している。

**第 17 条**によれば、適用される刑罰（上の表を参照）とは別に、問題の食品、医薬品、農産物、製品および犯行に使用された工具類は裁判所命令により没収および/または廃棄される。有罪判決は国内の日刊紙 2 紙（そのうち 1 紙はアラビア語の新聞とする）の紙上で公開され、その費用は有罪を宣告された者が負担することになる。このような状況下では、裁判所は上記の刑罰に加えて、**第 18 条**に基づき犯行に使用された施設の閉鎖を命じることができる。施設閉鎖の期間は 6 か月を超えないものとする。犯行に使用された施設が複合店舗だった場合、違法な商品が押収された売り場のみが閉鎖され、閉鎖された場所または区域には閉鎖の理由を表示したステッカーが貼られることになる。

直近の事例では、ドバイ税関が、押収された 13 ブランドの模倣品 113,000 点（市価に換算して 750,000 ディルハム）の処分を決定するに当たってさらに踏み込んだ対応を見せた。模倣品の脅威によるマイナス効果をプラスに変えるため、ドバイ税関は上記の押収品をどうにかリサイクルし、他の資材/製品の製造に転用することを決定したのである。これにより、

違法な商品群を持続可能な成長に貢献する再生物資として役立てるだけでなく、模倣品の悪影響を抑え込むことができた。<sup>3</sup>

### 2020年3月に施行された条例の精密性およびその規定

施行規則に関する2020年閣議決定第11号は、管轄当局の権限が及ぶ範囲と、詐欺的商品および破損品の調査を実施する際に当局が従うべき手順を事細かに規定している。押収・検査の手順、詐欺的商品を出所に送り返す手順、商品のリサイクルまたは廃棄の手順等である。また、調停を実施する際の条件や手順も上記の規定に含まれている。

商業詐欺防止法および2020年条例の制定および施行は、UAE市場における詐欺的商品、破損品、模倣品の流通を取り締まろうというUAEの構想に光を投げかけるものである。違法な競争や模倣品の脅威をしっかりと取り締まるという所期の成果をUAEが実現していく過程において、同法の成立は一つの節目となる出来事だと言っても過言ではない。

### フリーゾーン地域に対する規制機関の役割：

**経済開発局 (DED)：**フリーゾーン地域に属する企業については、経済開発局 (DED) の規制や政策は適用されない。フリーゾーン地域の企業は DED の管理下に属していないため、DED はそれら企業に対して何の権限も持っていない、という点は指摘しておくべきであろう。たとえば、本土の施設/会社/事業体は、規模の大小を問わず、営業を開始する前に、個々の首長国に属する所轄の DED にそれらを登録し、その DED から営業許可を得ることを義務付けられている。つまり、本土での営業を希望する法人や個人すべてにライセンスを発行する監督行政機関は DED だということである。このような営業条件が本土に存在するのに対し、フリーゾーン地域の企業は、DED ではなくアブダビ空港フリーゾーン (ADAFZ)、ジュバル・アリ・フリーゾーン (JAFZA)、マスタートール・フリーゾーン、その他多くのフリーゾーン地域の当局に登録される。

ただし、フリーゾーン地域で営業している事業者が本土での支社開設を許されるのは、DED から営業許可を得ている企業体を通じて支社を経営する場合だけであるという点は指摘しておくべきだろう。要するに、フリーゾーン地域の企業が本土に支社を開設することは認められるが、その企業は DED から営業許可を取得しなければならないのである。フリーゾーン地域の企業がドバイ首長国の本土で営業する場合、公共事業体、有限責任会社または支社といった法的形態をとるのが普通である。支社という形をとる場合は、DED だけでなく経済省への登録も必要とされるだろう。したがって、本土で営業しているフリーゾーン地

<sup>3</sup> <https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/mobile/pages/newsdetails.aspx?itemid=1688&NewsID=1688>

域の企業の支社は DED の管理下に入り、DED はそれらの支社に対して自らの管理権を行使することになる。

## 税関と警察：

問題は、関税局がフリーゾーン地域に介入できるか否かは個々の場合の状況によって変わってくるという点である。たとえば、模倣品が出現したのがフリーゾーン地域のどの部分かによって事情が異なる。ドバイ・ワールドフリーゾーン地域に到着した貨物に対して当事務所が行った処理の事例を使って、その辺を詳しく説明してみよう。

商事裁判所民事訴訟第 991/2019 号：ある貨物の中身が模倣品であるとの情報が当事務所のチームに寄せられた。この情報を受け取った時点で、我々は直ちに措置を講じた。当該貨物の移動を禁じる差止め命令を求めるために必要な手続をとったのである。我々は裁判所に保証金を提出し、問題のコンテナがドバイ・ワールドに留置され、他所に出荷されないようにした。裁判所は法務省代表に命じて模倣品であると主張された製品のサンプルを入手し、裁判所の審査に委ねた。事実審理が終了し、問題の商品が模倣品であることが確認されると、それらの商品は裁判所命令によって廃棄された。我々が行動を開始することができたのは貨物がすでにターミナルに到着していたからだ、という点に注目していただきたい。貨物が港のターミナルに到着していなければ、税関は何ら行動を起こすことができず、侵害者はその貨物を別の目的地に向けて首尾よく出荷できたことだろう。

一般原則として、本土の税関や警察がフリーゾーン地域に直接権限を行使することはできない。警察本部は本土にあり、すべての警察支部を監督する役割を担っている。そのような警察や税関の支部は、それぞれのフリーゾーン地域にも 1 か所ずつ存在しており、フリーゾーン地域（以下「FZA」という）に所在する企業に関わる活動/規制を担当している。したがって、FZA の企業に対する告発状が本土の警察本部に提出された場合、本部は自らが直接手を下すことはせず、その告発状を FZA の警察に回送して介入/活動にあたらせる。それは同時に、FZA の警察は本土の警察本部からの命令を受理することができるという意味でもある。

ただし、FZA の警察は全く別の規制機関であるという点は強調しておくべきであろう。本土の警察部隊の一部ではあるが、警察部隊の支隊という形で FZA に所在し、FZA を管理しているのだ。FZA の支隊と本土の警察との間で各種の調整や情報交換は行われているが、FZA の警察の職務は FZA に限定されている。たとえば、FZA の内部で事件が起こった場合、FZA の警察が真っ先に状況の把握に取り掛かる。しかし、その後の法的手続のために事件を送検するためには、FZA の警察はまず程の警察本部に事件を付託し、警察本部から検察官に

事件を移送することになる。この事実が、本土の警察本部と FZA の警察との関係性や相互調整の在り方を説明している。

#### FZA に到着した貨物に対する措置を開始する手続：

FZA の税関が、当該地域の港湾・空港に到着した貨物に模倣品が含まれているのではないかと疑いを抱いた場合、税関は、商標権者の代理人という立場にある当事務所に問題の貨物に関する情報を伝える。このような情報を受け取った場合、我々は本土の税関に設けられている知財部に告発状を提出する手続を進めることができる。知財部は（FZA の）税関に充てて通達を発行し、貨物の留置と移動禁止を指示する。（FZA の）税関が貨物の押収を確認した時点で、我々は民事商事裁判所に訴状を提出する手続を進め、模倣品の廃棄を求めることになる。訴状を受理した裁判所は、事実審理が終了するまで問題の商品を押収するよう（FZA の）税関に指示する命令を発行する。事実審理が終了し、当該商品が実際に模倣品であると認定された場合、その商品は裁判所命令によって廃棄される。

以上に述べたような手続とは別に、税関や警察の関与によって手続を開始する方法がもう一つある。当事務所が手掛けた事案のうち、この手法を用いた事案が 1 件ある。それについて以下に説明してみよう。

#### 参照事例：刑事事件番号 7732/2017

ジュベル・アリの空港に模倣品とおぼしき商品が到着したという通報が、（FZA の）税関からクライアントの知財代理人である当事務所に寄せられた。それらの商品が模倣品である旨の確認がクライアントから与えられたため、我々は当該商品を押収する措置に取り掛かった。まずフリーゾーン地域の警察に告発状を提出し、模倣品の押収を要請した。問題の商品が到着した空港から再輸出されていないことを確認したかったため、我々は、この事件の処理について経済犯罪部刑事捜査課（CID）との調整を行うようフリーゾーン地域の警察に要請した。そこでフリーゾーン地域の警察は、本土のドバイ警察に属している CID との間で調整を行い、両者の調整に従ってこの事案は CID の手によって送検され、検察官は貨物の押収を指示する命令を発行した。この手続により、事件は刑事裁判所に付託され、裁判所は事実審理を実施した上で当方に有利な判決を言い渡した。問題の商品は裁判所命令により廃棄された。

以上に挙げた 2 つのコースは、FZA の内部で発見された模倣品に対して税関と警察が各自の権限を行使する方法や両者が果たす役割を分かりやすく示している。

本土の警察や税関は FZA に拠点を持つ事業者や FZA に到着する商品に対して直接に権限を行使することはできないが、知的財産権者が自らの権利を行使するのを間接的に支援する役割を担っている。

我々の調査によって、当事務所が手掛けた事案ではないがフリーゾーン地域で展開される商標模倣行為を有益な方法で処理しようとするドバイの司法当局の真剣さを示す好個の事例が他にもいくつか見受けられた。たとえば以下のような事例である。

参照事例：アラブ首長国連邦——ラアス・アル=ハイマ首長国 第一審裁判所—刑事巡回軽罪裁判所

事件番号：1614/2009 号

参照事例：ドバイ——事件番号 2006 年刑事 15873 号

ドバイ税関と OLAF による合同捜査の結果として UAE で行われた模倣品の鋼管の大量押収<sup>4</sup>

### 世界フリーゾーン機構 (WFZO) が導入した「セーフゾーン・プログラム」における UAE の貢献

世界フリーゾーン機構 (WFZO : World Free Zone Organization) は、FTZ やそれに関する輸出処理が行われる経済区を所有・運営・管理している官民両セクターの企業の会合を行う団体である。WFZO の目標は、i) 自由経済区運用者間でのベストプラクティスを明確にすることと、ii) FTZ に対する現在の評価や理解を向上させることである。2020 年 7 月、WFZO は「セーフゾーン認証プログラム」を発表した。この認証プログラムは、自由経済区が持続可能性、安全性、環境および規制の各分野における自らの進歩や実績を評価するのを支援するものである。認証プログラムには、フリーゾーン地域を安全に運営するのに役立つような指針、ロードマップ、チェックリスト、ツールが含まれる。<sup>5</sup>

2019 年 6 月、WFZO はその「セーフゾーン認証プログラム」の試行段階に突入した。同プログラムの影響を適正に評価するため、世界の様々な地域を網羅し、様々な運営プロフィールを集約することを目的として試行地域の選定が行われた。アラブ首長国連邦のドバイ空港フリーゾーン (DAFZA) が同プログラムの評価を行うための施行地域の一つに選ばれている。<sup>6</sup>

<sup>4</sup> [https://ec.europa.eu/anti-fraud/media-corner/news/12-07-2018/major-seizure-counterfeit-steel-pipes-united-arab-emirates-following\\_en](https://ec.europa.eu/anti-fraud/media-corner/news/12-07-2018/major-seizure-counterfeit-steel-pipes-united-arab-emirates-following_en)

<sup>5</sup> [https://www.worldfzo.org/Portals/0/OpenContent/Files/664/World\\_FZO\\_Safe\\_Zone\\_Manual.pdf](https://www.worldfzo.org/Portals/0/OpenContent/Files/664/World_FZO_Safe_Zone_Manual.pdf)

<sup>6</sup> <https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2020/12/2020-bascap-report.pdf>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 57

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。